2025年1月31日(金) 愛知県尾張県民事務所環境保全課 環境保全第一グループ 担当 丹羽、内田 が イヤルイン 052-961-7254 愛知県環境局環境政策部水大気環境課 水・土壌規制グループ 担当 林、横江 内線 3050、3008 が イヤルイン 052-954-6225

大口町における土壌汚染について

株式会社東海理化電機製作所(丹羽郡大口町)が、大口町内の同社本社工場に おいて、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛 知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1)報告者

株式会社東海理化電機製作所

(2) 報告年月日

2025年1月31日(金)

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目 260 番の一部

(4)報告の根拠

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)

(5)調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害 物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 / 調査区画数 ^{注2}
並素及び その化合物	0.62mg/L (62 倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0∼1.5m	4 / 139

注1:()内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2:調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

全ての調査地点で法に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所の一部は、工場建屋内であり、その他の部分については アスファルト舗装又は不透水性シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨 水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、 周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準を超過した区画を法に基づ き要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

株式会社東海理化電機製作所 総務部 広報室 住所:愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目 260 番

電話:0587-95-8192

4 調査対象地の概要

(1)面積

12, 860. 1 m²

(2)調査対象地の利用状況

調査対象地は、1980 年から現在まで、各種スイッチ類やエレクトロニクス 製品等の製造を行う工場の敷地の一部です。今回汚染が判明した砒素及びそ の化合物は、調査対象地内において取扱履歴は確認されていません。



参考

O 基準を超過した特定有害物質について

・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重1kg あたり砒素として1.5~500mg と考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

(参考:環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)